**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  体制の整備をしていることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。 | 平18厚令171  第126条 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　指定重度障害　者等包括支援事業所の従業者の員数 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）又は指定障害者支援施設の基準を満たしているか。 | 法第43条第1項  平18厚令171  第127条第1項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 従業者の員数  (常勤換算)  　　　　　人 | 適  否  該当なし |
| （１）サービス提供責任者 | ①　指定重度障害者等包括支援事業所ごとに　サービス提供責任者を1以上置いているか。 | 平18厚令171  第127条第2項 | サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | ②　サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供にかかるサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。  ア　第6の2の（1）に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に３年以上従事した経験を有する者  イ　相談支援専門員  ◎解釈通知第７の１の(１)  ① サービス提供責任者  基準第127 条第２項及び第３項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を１人以上置かなければならないこととしたものである。  ア 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号）第３条第２項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第28 号）第３条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第29 号）第３条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。  イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）別表介護給付費等単位数表第８の重度障害者等包括支援サービス費の注１に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に３年以上従事した経験を有する者であること。なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、３年に換算して認定するものとする。 | 平18厚令171  第127条第3項  平18厚告547 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  従業者の資格証 |  | 適  否  該当なし |
|  | ③　1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第７の１の(１)  ② 管理者との兼務  配置されるサービス提供責任者のうち、１人以上は常勤でなければならない。なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。また、指定重度障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合において、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提供責任者を兼務することなども差し支えないものであること。 | 平18厚令171  第127条第4項 |  |  | 適  否  該当なし |
| (２)管理者 | 指定重度障害者等包括支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定重度障害者等包括支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  ◎解釈通知第７の１の(２)  準用（基準第 128 条）  基準第６条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の１の（３）を参照されたい。（３）管理者（基準第６条）  指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。  ① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合  ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他の事業所又は施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所又は施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される指定障害者支援施設等において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、指定障害者支援施設等における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。） | 平18厚令171  第128条  準用(第6条) | 管理者の勤務形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  従業者の資格証 |  | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  設備及び備品等 | 指定重度障害者等包括支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。  ◎解釈通知第７の２  基準第８条第１項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の２の（１）から（４）までを参照されたい。  ◎解釈通知第３の２  （１）事務室  　指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。  （２）受付等のスペースの確保  　事務室又は指定居宅介護の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。  （３）設備及び備品等  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地 内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施 設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し 支えない。  （４）設備の特例要件について  １の（８）の①、②及び③に該当する場合の設備要件については、（１）から（３）までに準じて取り扱われたい。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第129条  準用（第8条第1項） | 適宜必要と認める資料 | 玄関、入口、通路等が整理整頓され、通行時の安全に問題はないか。 | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　実施主体 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設となっているか。  ◎解釈通知第７の３の（１）  （１）実施主体（基準第 130 条）  指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重 度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。）又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第130条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　事業所の体制 | （１）指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。  ◎解釈通知第７の３の（２）  （２）事業所の体制（基準第 131 条）  ① 基準第 131 条第１項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々の支援の度合等に応じて必要となる複 数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要があり、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。  ② 同条第２項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低２以上の障害福祉サービスを 提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。  ③ 同条第３項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、 当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業所 が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。なお、これらの医療機 関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあること が望ましい。 | 平18厚令171  第131条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。 | 平18厚令171  第131条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対  象とする利用者に関する　専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。 | 平18厚令171  第131条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　障害福祉サービスの提供に係る基準 | （１）指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、平成18年厚生労働省令第74号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」又は平成18年厚生労働省令第177号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に規定する基準を満たしているか。  ◎解釈通知第７の３の（３）  （３）障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）  指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所 によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サー ビスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。  ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び自立生活援助については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令 第 177 号）の規定を満たしていること。  ② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、重度障害者等包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。  ③ 短期入所及び共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助 を除く。）については、基準の規定を満たしていること。 | 平18厚令171  第132条第1項  平18厚令74  平18厚令177 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせていないか。 | 平18厚令171  第132条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（障害福祉サービス基準）に規定する基準を満たしているか。 | 平18厚令171  第132条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　内容及び手続きの説明及び同意 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第７の３の（７）  （７）準用（基準第136 条）  基準第９条から第21 条まで、第23 条、第28 条、第29 条、第33 条(第１項及び第２項を除く。)から第42 条まで及び第66 条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の３の（１）から（11）まで（（３）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）、（22）の２及び（25）から（32）まで並びに第四の３の（15）を参照されたい。  ◎解釈通知第３の３  （１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。  なお、利用者及び指定居宅介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第１項の規定に基づき、  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  ③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤　指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平18厚令171  第136条  準用（第9条  第1項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印） | 最新の重要事項説明書の確認  実際使われているものについて確認  内容が運営規程と整合しているか | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第9条  第2項） | 重要事項説明書  利用契約書（利用者または家族の署名捺印）  その他利用者に交付した書面 |  | 適  否  該当なし |
| ５　契約支給量の報告等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するときは、当該指定重度障害者等包括支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  ◎解釈通知第３の３（２）  （２）契約支給量の報告等（基準第10 条）  ①　契約支給量等の受給者証への記載  　指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。  なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第10条  第1項） | 受給者証の写し | 記載後の受給者証の写し又は記載したことを口頭確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。  ◎解釈通知第３の３（２）  ② 契約支給量  基準第10 条第２項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第10条  第2項） | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎解釈通知第３の３（２）  ③ 市町村への報告  同条第３項は、指定居宅介護事業者は、①の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第10条  第3項） | 契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定重度障害者等包括支援事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第10条  第4項） | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
| ６　提供拒否の禁止 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく、指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第３の３（３）（基準第11 条）  指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。  提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  ④　入院治療が必要な場合  である。 | 平18厚令171  第136条  準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否した事例あるか。あればその理由確認。  注意！  　提供拒否した場合も８「サービス提供困難時の対応」が必要 | 適  否  該当なし |
| ７　連絡調整に対する協力 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。  ◎解釈通知第３の３（４）  （４）連絡調整に対する協力（基準第12 条）  指定居宅介護事業者は、市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第12条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　サービス提供困難時の対応 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ◎解釈通知第３の３（５）  （５）サービス提供困難時の対応（基準第13 条）  指定居宅介護事業者は、基準第11 条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13 条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第13条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ９　受給資格の確認 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。  ◎解釈通知第３の３（６）  （６）受給資格の確認（基準第14 条）  指定居宅介護の利用に係る介護給付費を受けることができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第14条） | 受給者証の写し | 受給資格の確認方法  （　　　　　） | 適  否  該当なし |
| 10　介護給付費の支給の申請に係る援助 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（７）  （７）介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15 条）  ① 支給決定を受けていない利用者  基準第15 条第１項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第15条第1項） | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申し込み事例あるか | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（７）  （７）介護給付費の支給の申請に係る援助（基準第15 条）  ② 利用継続のための援助  同条第２項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第15条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　心身の状況等の把握 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  ◎解釈通知第 | 平18厚令171  第136条  準用（第16条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 12　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | 1. 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。   ◎解釈通知第 | 平18厚令171  第136条  準用（第17条第1項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | 1. 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。   ◎解釈通知第 | 平18厚令171  第136条  準用（第17条  第2項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 13　身分を証する書類の携行 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ◎解釈通知第３の３（８）  （８）身分を証する書類の携行（基準第18 条）  利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。  なお、この証書等には、当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | 平18厚令171  第136条  準用（第18条） | 適宜必要と認める資料 | 身分証の現物確認 | 適  否  該当なし |
| 14　サービスの提供の記録 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、内容その他必要な事項を、指定重度障害者等包括支援の提供の都度記録しているか。  ◎解釈通知第３の３（９）  （９）サービスの提供の記録（基準第19 条）  ① 記録の時期  基準第19 条第１項は、利用者及び指定居宅介護事業者が、その時点での指定居宅介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際には、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。  ② 利用者の確認  同条第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第19条  第1項） | サービス提供の記録 | 個人記録確認  (報酬請求と合致) | 適  否  該当なし |
| 15　指定重度障害者等包括支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ◎解釈通知第３の３（10）  （10）支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20 条）  指定居宅介護事業者は、基準第21 条第１項から第３項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。  ① 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 | 平18厚令171  第136条  準用（第20条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 徴収している金銭  有・無  有の場合の内容 | 適  否  該当なし |
|  | （２）金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。  ただし、16の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。  ◎解釈通知第３の３（10）  （10）支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20 条）  ② 利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 平18厚令171  第136条  準用（第20条  第2項） | 適宜必要と認める資料 | 同意確認方法 | 適  否  該当なし |
| 16　利用者負担額等の受領 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（11）  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ① 利用者負担額の受領  基準第21 条第１項は、指定居宅介護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定居宅介護についての利用者負担額として、法第29 条第３項第２号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の１割相当額の方が低い場合は、１割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。  なお、法第31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。 | 平18厚令171  第136条  準用（第21条第1項） | 請求書  領収書 | 領収書控え確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（11）  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ② 法定代理受領を行わない場合  同条第２項は、指定居宅介護事業者が法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該指定居宅介護につき法第29 条第３項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該居宅介護に要した費用（法第29 条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該居宅介護に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第21条  第2項） | 請求書  領収書 | 利用者負担の受領額は適当な額か | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができるが、支払を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（11）  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ③ 交通費の受領  同条第３項は、指定居宅介護の提供に関して、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定居宅介護を行う場合の交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができることとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第21条  第3項） | 請求書  領収書 | 支払を求めている事例あるか | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。  ◎解釈通知第３の３（11）  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ④ 領収証の交付  同条第４項は、前３項の規定による額の支払を受けた場合には当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第21条  第4項） | 領収書 | 口座引落の場合の交付時期、方法 | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。  ◎解釈通知第３の３（11）  （11）利用者負担額等の受領（基準第21 条）  ⑤ 利用者の事前の同意  同条第５項は、同条第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ることとしたものである。 | 平18厚令171第136条  準用（第21条  第5項） | 重要事項説明書 | 同意を得る方法 | 適  否  該当なし |
| 17　介護給付費の額に係る通知等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。  ◎解釈通知第３の３（13）  （13）介護給付費の額に係る通知等（基準第23 条）  ① 利用者への通知  基準第23 条第１項は、指定居宅介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第23条第1項） | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。  ◎解釈通知第３の３（13）  （13）介護給付費の額に係る通知等（基準第23 条）  ② サービス提供証明書の利用者への交付  同条第２項は、基準第21 条第２項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他利用者が市町村に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第23条第2項） | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 18　指定重度障害者等包括支援の取扱方針 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | 平18厚令171  第133条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平18厚令171  第133条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第７の３の（４）  （４）指定重度障害者等包括支援の取扱方針（基準第133 条）  基準133 条第３項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。 | 平18厚令171  第133条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 19　サービス利用計画の作成 | （１）サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しているか。 | 平18厚令171  第134条第1項 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しているか。 | 平18厚令171第134条第2項 | 個別支援計画（利用者または家族の署名捺印）及び交付した記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | ３）サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171  第134条第3項 | 個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画の変更の際も(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。  ◎解釈通知第７の３の（５）  （５）重度障害者等包括支援計画の作成（基準第134 条）  ① 基本方針  重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等（居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。）に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。  ② 作成の手順  サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付すること。  ③ 解決すべき課題の適切な把握  指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、重度障害者等包括支援計画の作成後においても、利用者、その家族、サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、サービスの提供状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更の勧奨や、重度障害者等包括支援計画の見直しを行うものとする。 | 平18厚令171  第134条第4項 | 個別支援計画（利用者または家族の署名捺印） |  | 適  否  該当なし |
| 20　緊急時等の対応 | 従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３の（17）  （17）緊急時の対応（基準第28 条）  従業者が現に指定居宅介護の提供を行っているときに、利用に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第28条） | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録 |  | 適  否  該当なし |
| 21　支給決定障害者等に関する市町村への通知 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ◎解釈通知第３の３の（18）  （18）支給決定障害者等に関する市町村への通知（基準第29条）  法第８条第１項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定居宅介護事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第29条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 22　管理者の責務 | （１）指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第66条  第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | 1. 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従事者に、障害福祉サービス基準の第7章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。   ◎解釈通知第４の３の（15）  （15）管理者の責務（基準第66 条）  指定療養介護事業所の管理者の責務として、指定療養介護事業所の従業者の管理及び指定療養介護事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定療養介護事業所の従業者に基準第三章第四節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第66条  第2項） | 適宜必要と認める資料 | 法令遵守責任者 | 適  否  該当なし |
| 23　運営規程 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数  ④　指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　緊急事等における対応方法  ⑦　事業の主たる対象とする利用者  ⑧　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第７の３の（６）  （６）運営規程（基準第135 条）  指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、基準第135 条第１号から第９号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第３号）指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。  ② 指定重度障害者等包括支援の内容（第４号）  「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスの内容を指すものであること。  ③ 事業の主たる対象とする利用者（第７号）  指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18 年10 月31 日付け障発第1031001 号当職通知）第二の２の（８）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性や配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。  ④ その他運営に関する重要事項（第９号）  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29 年7 月7 日付け障障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平18厚令171  第135条 | 運営規程 |  | 適  否  該当なし |
| 24　勤務体制の確保等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ◎解釈通知第３の３の（22）  （22）勤務体制の確保等（基準第33 条）  ③ 同条第３項は、当該指定居宅介護事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 | 平18厚令171第136条  準用（第33条第3項） | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３の（22）  ④ 同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11 条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41 年法律第132 号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア 指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ 指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律  第30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ 指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171第136条  準用（第33条第4項） | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 25　業務継続計画の策定等 | 1. 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171第136条  準用（第33条の2第1項） | 業務継続計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 平18厚令171第136条  準用（第33条の2第2項） | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171第136条  準用（第33条の2第3項） | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 26　衛生管理等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 平18厚令171第136条  準用（第34条第1項） | 適宜必要と認める資料 | 従業者の健康診断の受診等 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第34条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定重度障害者等包括支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  ③　当該指定重度障害者等包括支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第34条  第3項） | 委員会議事録  感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  研修及び訓練を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 27　掲示 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定重度障害者等包括支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定重度障害者等包括支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  ◎解釈通知第３の３の（25）  （25）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ① 基準第38 条第１項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。  ② 同条第２項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第35条第1項・第2項） | 事業所の掲示物又は備え付け閲覧物 | 掲示又はそれに代わる方法  苦情対応方法の掲示もあるか | 適  否  該当なし |
| 28　身体拘束等の禁止 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ◎解釈通知第３の３の（26）  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ② 同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 | 平18厚令171  第136条  準用（第35条の2第1項）  平18厚令171  第136条  準用（第35条の2第2項） | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類  身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  ◎解釈通知第３の３の（26）  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ③　同条同項第２号の指定居宅介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定居宅介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居宅介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171  第136条  準用（第35条の2第3項） | 委員会議事録  身体拘束等の適正化のための指針  研修を実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 29　秘密保持等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ◎解釈通知第３の３の（27）  （27）秘密保持等（基準第36 条）  ①　基準第36 条第１項は、指定居宅介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第36条第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３の（27）  （27）秘密保持等（基準第36 条）  ②　同条第２項は、指定居宅介護事業者に対して、過去に当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第36条第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる書類（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第３の３の（27）  （27）秘密保持等（基準第36 条）  ③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定居宅介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第36条第3項） | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 30　情報の提供等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第37条第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第37条第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 31　利益供与等の禁止 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  ◎解釈通知第３の３の（28）  （28）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ①　基準第38 条第１項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第38条第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第３の３の（28）  （28）利益供与等の禁止（基準第38 条）  ②　同条第２項は、利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第38条第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 32　苦情解決 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３の（29）  （29）苦情解決（基準第39 条）  ①　基準第39 条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ◎解釈通知第３の３の（29）  （29）苦情解決（基準第39 条）  ②　同条第２項は、苦情に対し指定居宅介護事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定居宅介護事業所が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  また、指定居宅介護事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条  第2項） | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  ◎解釈通知第３の３の（29）  （29）苦情解決（基準第39 条）  ③　同条第３項は、住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定居宅介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条第6項） | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  ◎解釈通知第３の３の（29）  （29）苦情解決（基準第39 条）  ④　同条第７項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第39条  第7項） | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 33　事故発生時の対応 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第40条  第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアルが具体的なものとなっているか従業員への周知確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第40条  第2項） | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | 事故事例の分析がされているか | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ◎解釈通知第３の３の（30）  (30)　事故発生時の対応（基準第40 条）  利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、次の点に留意するものとする。   1. 利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した　場合の対応方法については、あらかじめ指定居宅介護事業者が定めておくことが望ましいこと。   また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。   1. 指定居宅介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 2. 指定居宅介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14 年３月28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171  第136条  準用（第40条第3項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる書類（賠償責任保険書類等） |  | 適  否  該当なし |
| 34　虐待の防止 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定重度障害者等包括支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定重度障害者等包括支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  ◎解釈通知第３の３の（31）  (31) 虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第１号の虐待防止委員会の役割は、  ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条  件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生　　　じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所管  理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定居宅介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、  決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ②　指定居宅介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針  ③　同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定居  宅介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171  第136条  準用（第40条の2） | 委員会議事録  研修を実施したことが分かる書類  担当者を配置していることが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 35　会計の区分 | 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  ◎解釈通知第３の３の（32）  （32）会計の区分（基準第41 条）  指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第136条  準用（第41条) | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 36　記録の整備 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第42条第1項） | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定重度障害者等包括支援を提供した日から5年間保存しているか。 | 平18厚令171  第136条  準用（第42条  第2項） | 各種記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
| 37　電磁的記録等 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（５の（１）の受給者証記載事項又は９の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　変更の届出等 | （１）指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定重度障害者等包括支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定障害福祉サービス指定重度障害者等包括支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか | 法第46条第2項  施行規則第34条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第8により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定重度障害者等包括支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定重度障害者等包括支援事業に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項  平18厚告523  の一 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　重度障害者等包括支援サービス費 | （１）重度障害者等包括支援サービス費については、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の①又は②のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ、所定単位数を算定しているか。  ①　指定障害福祉サービス等の費用の額の算定に関する基準の別表の第2の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。  ア　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  イ　最重度の知的障害のある者  ②　平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十三に定める基準を満たしていること。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ②　重度障害者等包括支援サービス費の算定について  重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。  なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、実際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。  ①　重度障害者等包括支援の対象者について  区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の(一)又は(二)に該当すること。なお、対象者の判断基準は下表のとおりとする。  (一) 第２の２の(２)の①の(一)のアに規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であって、４肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のア又はイのいずれかに該当すること。  ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者（Ⅰ類型）  イ 最重度の知的障害のある者（Ⅱ類型）  (二) 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）   |  |  | | --- | --- | | 類型 | 判定基準 | | Ⅰ 類  型 | ①　区分６の「重度訪問介護」対象者  ②　医師意見書「２ 身体の状態に関する意見」の「(３) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  なお、医師意見書「２ 身体の状態に関する意見」の「(２)４肢欠損」、「(４) 筋力の低下」、「(５) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。  ③　認定調査項目「１群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定  ④　認定調査項目「10群 特別な医療レスピレーター」において「ある」と認定  ⑤　認定調査項目「６群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 | | Ⅱ 類  型 | ①　概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認  ②　区分６の「重度訪問介護」対象者  ③　医師意見書「２ 身体の状態に関する意見」の「(３) 麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）  なお、医師意見書「２ 身体の状態に関する意見」の「(２)４肢欠損」、「(４) 筋力の低下」、「(５) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。  ④　認定調査項目「１群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定  ⑤　認定調査項目「６群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定 | | Ⅲ 類  型 | ①　区分６の「行動援護」対象者  ②　認定調査項目「６群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定  ③　「行動援護項目得点」が「10点以上」と認定 | | 平18厚告523別表第8の1の注1  平18厚告543  の二十四二十三準用（四） | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定重度障害者等包括支援事業所において、平成18年厚生労働省告示第546号「厚生労働大臣が定める要件」第一号に規定する要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従事者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ③　２人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援の取扱い等について  報酬告示第８の１の注２の２人の重度障害者等包括支援従業者による重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、２の(１)の⑬の(一)の規定を準用する。  ⑬　２人の居宅介護従業者による居宅介護の取扱い等について  (一)　２人の居宅介護従業者による居宅介護について、それぞれの居宅介護従業者が行う居宅介護について所定単位数が算定される場合のうち、厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546号。以下「第546号告示」という。）第１号イに該当する場合としては、体重が重い利用者に入浴介助等の重介護を内容とする居宅介護を提供する場合等が該当し、第１号  ハに該当する場合としては、例えば、エレベーターのない建物の２階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に２人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。 | 平18厚告523別表第8の1の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 該当の有無  重度障害者等包括支援計画の位置づけは | 適  否  該当なし |
|  | （３）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者が重度障害者等包括支援計画の変更を行い、当該指定重度障害者等包括支援事業所の重度障害者等包括支援従業者が当該利用者の重度障害者等包括支援計画において計画的に訪問することになっていない指定重度障害者等包括支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援助又は行動援護の中で行った場合に限られているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ④　地域生活支援拠点等である場合の取扱いについて  (一)　報酬告示第８の注３の１の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）を行った場合の取扱いについては、２の(１)の⑰の(五)の規定を準用する。  ⑰　緊急時対応加算の取扱いについて  （五）　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等の場合、１回につき定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。  (二) 報酬告示第８の注３の２の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（自立生活援助に限る。）を行った場合の取扱いについては、３の(７)の⑦の(六)の規定を準用する。  ⑦　緊急時支援加算の取扱いについて  報酬告示第14の３の６の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話合いにより申し合わせておくこと。  (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。  (三) 報酬告示第８の注６の地域生活支援拠点等である重度障害者等包括支援事業所において重度障害者等包括支援（短期入所に限る。）を行った場合の取扱いについては、２の(７)の⑨の規定を準用する。  ⑨　地域生活支援拠点等である場合の加算について  市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合、指定短期入所等の利用開始日について、１日につき定める単位数に、さらに100単位を加算するものとする。 | 平18厚告523別表第8の1の注3  平18厚告551 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３の２）平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される自立生活援助の中で行った場合に限られているか。 | 平18厚告523別表第8の1の注3の2  平18厚告551 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費については、平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚告第176号）  一　離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域  二　奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島  三　豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯  四　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地  五　山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村  六　小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島  七　半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域  八　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域  九　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域  十　沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑤　特別地域加算の取扱いについて  報酬告示第８の１の注３の特別地域加算については、２の(１)の⑯の規定を準用する。  ⑯　特別地域加算の取扱いについて  特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第31条第５号に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第21条第３項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 | 平18厚告523別表第8の1の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費については、夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。また、深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑥　早朝、夜間、深夜の重度障害者等包括支援の取扱いについて  報酬告示第８の１の注４の早朝、夜間、深夜に重度障害者等包括支援（短期入所及び共同生活援助を除く。）を行った場合の取扱いについては、２の(２)の⑦の規定を準用する。  ⑦　早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについて  早朝、夜間、深夜の居宅介護の取扱いについては、原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定されるものであること。  ただし、基準額の最小単位（最初の１時間とする。）までは、サービス開始時刻が属する時間帯の算定基準により算定すること（サービス開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が30分未満である場合には、多くの時間を占める時間帯の算定基準により算定すること。）。また、基準額の最小単位以降の30分単位の中で時間帯をまたがる場合には、当該30分の開始時刻が属する時間帯により算定すること（当該30分の開始時刻が属する時間帯におけるサービス提供時間が15分未満である場合には、当該30分のうち、多くの時間帯の算定基準により算定すること。）。 | 平18厚告523別表第8の1の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）短期入所を提供した場合の重度障害者等包括支援サービス費については、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき48単位加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の1の注6 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 該当の有無  　有・無  該当者の確認方法は | 適  否  該当なし |
|  | （７）短期入所を提供した場合に算定されている指定重度障害者等包括支援事業所が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第八号のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た場合であって、利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該指定重度障害者等包括支援の利用を開始した日について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の中で行った場合に限られているか。 | 平18厚告523別表第8の1の注7  平18厚告551 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に満たしていない場合は、1日につき5単位数を所定単位数に減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。 | 平18厚告523別表第8の1の注8 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。 | 平18厚告523  別表第8の1の注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　喀痰吸引等支援体制加算 | 指定重度障害者包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限られているか。 | 平18厚告523別表第8の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３－２　初回加算 | 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑦　初回加算の取扱いについて  報酬告示第８の２の２の初回加算については、２の(１)の⑱の(一)の規定を準用する。  ⑱　初回加算の取扱いについて  (一)　本加算は、利用者が過去２月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定されるものである。 | 平18厚告523別表第8の2の2注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 該当の有無  　有・無 | 適  否  該当なし |
| ３－３　医療連携体制加算 | （１）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑧医療連携体制加算の取扱いについて  報酬告示第８の２の３の医療連携体制加算については、２の(７)の⑯の規定（(五)を除く。）を準用する。  ⑯　医療連携体制加算の取扱いについて  (一) 報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅷ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うものである。  ア　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。  なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  イ　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ウ　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  エ　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年３月31日付け保医発第0331002号厚生労働省保険局医療課長通知）を参照のこと。）  (二)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下アからウにより取り扱うこと。  ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する利用者全体  で８人を限度とすること。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い  医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体  で８人を限度とすること。  ウ　ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限  度に算定可能であること。  (三)　報酬告示第７の５の医療連携体制加算(Ⅵ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、医療連携体制加算（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定する利用者を合算して３人を限度とすること。なお、医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）に該当する利用者に対する看護は認められないこと。  (四) 報酬告示第７の５の医療連携体制加算（Ⅳ）から（Ⅵ）に　　おける看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間は連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 | 平18厚告523別表第8の2の3注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例あれば、看護行為に係る記録を確認  事業所に配置している看護職員でも算定可  加算算定となる看護行為を行う利用者が1人でも、別にバイタルチェックのみの利用者がいる場合は（Ⅱ）を算定する（Ｑ＆Ａ） | 適  否  該当なし |
|  | （２）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等又は指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注6  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）を算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注7  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の5に該当する者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者又は短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）若しくは医療連携体制加算（Ⅴ）を算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注8  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従業者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （10）短期入所を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅳ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従業者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注10 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 喀痰吸引等を介護職員が実施している場合、①認定証の有無、②事業所登録の有無を確認 | 適  否  該当なし |
|  | （11）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注11 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （12）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅱ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し。1回の訪問につき8~~名~~人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注12 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （13）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅲ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し。1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注13 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （14）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅳ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5号の7に該当する者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注14  平18厚告556 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （15）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注15 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （16）共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、共同生活援助を提供する場合の医療連携体制加算（Ⅰ）から医療連携体制加算（Ⅳ）までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。 | 平18厚告523別表第8の2の3注16 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３－４　送迎加算 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」第3号の規定により送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所を除く。）において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限っているか。  （２）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」第3号の規定により送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑨　送迎加算の取扱いについて  報酬告示第８の２の４の送迎加算については、２の(７)の㉓の規定を準用する。  ㉓　報酬告示第７の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  (二)　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。 | 平18厚告523別表第8の2の4注1  平18厚告523別表第8の2の4注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料  適宜必要と認める報酬関係資料 | 届出の有無  　　　　有・無  届出の有無  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| ３－５　地域生活移行個別支援特別加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第二号の三のイで規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑩　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第８の２の５の地域生活移行個別支援特別加算については、３の(２)の⑰の規定を準用する。  ⑰　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第11の５の９の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  (一) 対象者の要件  医療観察法に基づく通院決定を受けてから３年を経過して  いない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度と  する。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、３  年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着  支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定  自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいう  ものである。  なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した  後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの  調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場  合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから３年以内で必要  と認められる期間について加算の算定対象となる。  (二) 施設要件  加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準  上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものでは  なく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要  な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者に  よる指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制によ  り対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。  なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機  関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。  また、従業者に対する研修会については、原則として事業所  の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の  連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に  携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績の  ある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法によ  り行うものとする。  (三) 支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うもの  とする。  ア　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によ  るアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解  し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援  （教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計  画の作成  イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開  　催  ウ 日常生活や人間関係に関する助言  エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の  支援  オ　日中活動の場における緊急時の対応  カ　その他必要な支援 | 平18厚告523別表第8の2の5注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３－６　精神障害者地域移行特別加算 | 指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑪　報酬告示第８の２の６の精神障害者地域移行特別加算については、３の(２)の⑱の規定を準用する。  ⑱　精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて  報酬告示第11の５の10の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  (一) 対象者の要件  精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。  また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めるこ  とを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精  神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立  訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者  の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内につ  いて、加算の算定ができるものとすること。  なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅  等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内につい  て、加算を算定できるものである。  (二) 施設要件  事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の  種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立  訓練（生活訓練）事業所であること。  また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福  祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に  対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人  以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するため  の体制を確保していること。  (三) 支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うもの  とする。  ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成  イ 精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）  ウ 対象利用者との定期及び随時の面談  エ 日中活動の選択、利用、定着のための支援  オ その他必要な支援 | 平18厚告523別表第8の2の6注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例有無  　　　　有・無  社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者  　　　　　　人  自立訓練（生活訓練）計画  　　　　有・無 | 適  否  該当なし |
| ３－７　強度行動障害者地域移行特別加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第二号の三のロで規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、平成18年厚告第543号の22で規定する基準に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限っているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑫　強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて  報酬告示第８の２の７の強度行動障害者地域移行特別加算については、３の(２)の⑲の規定を準用する。  ⑲　強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて  報酬告示第11の５の11の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  (一) 対象者の要件  障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目  中、行動関連項目（第543号告示別表第二に規定する行動関連  項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者  （以下この⑲において「強度行動障害を有する者」という。）で  あって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１  年以上入所していたもののうち、退所してから１年以内の障害  者であること。  また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進め  ることを趣旨としたものであることから、原則として、１年以  上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し  た強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、  指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定して  おり、退所日から１年以内について、加算の算定ができるもの  とすること。  なお、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施  設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障  害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を  算定できるものである。  (二) 施設要件  以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定  自立訓練（生活訓練）事業所において、強度行動障害を有する  者に対して、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者  の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支  援を行うものであること。  (ア)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。  (イ)　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。 | 平18厚告523別表第8の2の7注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例  　　　　有・無  強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者  　　　　　　人 | 適  否  該当なし |
| ４　福祉・介護職員処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十四に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４及び園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。５において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（④及び⑤については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ① 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2から3－7までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数  ② 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2から3－7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　2から3－7までにより算定した単位数の単位数の1000分の36に相当する単位数 | 平18厚告523別表第8の3の注  平18厚告543の二十四準用（二） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 年度最終支払月の翌々月の末日までに実績報告を提出 | 適  否  該当なし |
| ５　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の二十四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、2から3-7までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（８）  ⑬　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  報酬告示第８の３及び４の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。  ㉑　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523  別表第8の4の注  平18厚告543の二十四 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ＜居宅介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、２から3-7までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める基準　24の２  第３号の２の規定を準用する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　３の２  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523  別表第８の５の注  平18厚告543の24号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  有り  無し | 適  否  該当なし |